

平成28年度 大東市教育委員会 1月 定例会 会議録

1. 開催年月日

平成29年1月25日（水） 午後1時00分～午後1時30分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- | | |
|--------|--------|
| ・ 教育長 | 亀岡 治義 |
| ・ 教育委員 | 花田 眞理子 |
| ・ 教育委員 | 田中 佐知子 |
| ・ 教育委員 | 水野 達朗 |
| ・ 教育委員 | 太田 忠雄 |

4. 出席説明員（12名）

- | | |
|------------------------|-------|
| ・ 学校教育部長兼教育政策室長 | 品川 知寛 |
| ・ 生涯学習部長 | 南田 隆司 |
| ・ 学校教育部総括次長兼学校管理課長 | 辻本 雄大 |
| ・ 生涯学習部総括次長兼スポーツ振興課長 | 前田 長昭 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長 | 藤原 成典 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長 | 田口 誠 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長 | 宮田 典子 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長兼教育研究所所長 | 渡邊 良 |
| ・ 生涯学習課長 | 田川 愛実 |
| ・ 野崎青少年教育センター所長 | 向井 孝志 |
| ・ 北条青少年教育センター所長 | 梅本 正直 |
| ・ 学校教育部教育政策室上席主査 | 米坂 知洋 |

5. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第1号
大東市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 3 一般業務報告

6. 議案書

教委議案第1号

大東市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

大東市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成29年1月25日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治義

理 由

大東市長の内部組織の設置および分掌事務に関する条例（平成6年条例第21号）において、文言の整理等を行う条例改正を行ったことに伴い、本規則においても文言の整理を行うため。

大東市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

平成29年1月27日

教委規則第1号

大東市教育委員会事務局組織規則（平成18年教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「事務分掌」を「分掌する事務」に改める。

第7条および第8条の見出し中「事務分掌」を「分掌事務」に改める。

第9条の見出し中「事務分掌」を「分掌事務」に改め、同条中「事務分掌」を「分掌する事務」に改める。

第10条中「事務分掌」を「分掌する事務」に改める。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

大東市教育委員会事務局組織規則 新旧対照表

新	旧
<p>○大東市教育委員会事務局組織規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(内部組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(職の設置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(職務権限)</p> <p>第4条 職務権限については、別に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 部長、室長および課長は、上司の命を受け所管事項を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(2) 指導監は、上司の命を受け学校教育、幼稚園教育および青少年教育センターに関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。</p> <p>(3) 総括次長は部長を、課長補佐は課長を補佐する。</p> <p>(4) 次長および参事は、上司の命を受け担当事務を掌理する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(内部組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(職の設置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(職務権限)</p> <p>第4条 職務権限については、別に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 部長、室長および課長は、上司の命を受け所管事項を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(2) 指導監は、上司の命を受け学校教育、幼稚園教育および青少年教育センターに関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。</p> <p>(3) 総括次長は部長を、課長補佐は課長を補佐する。</p> <p>(4) 次長および参事は、上司の命を受け担当事務を掌理する。</p>

(5) 教育政策室の課長は、上司の命を受け担当事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

(6) 上席主査は、上司の命を受け担当事務を処理する。

(7) 主査は、上司の命を受け担当事務を処理する。

2 前条に規定する職にあるものを除く所属職員の配置および分掌する事務は、主管の部長が定める。

(プロジェクトチーム)

第5条 (略)

(事務の応援)

第6条 (略)

(学校教育部の分掌事務)

第7条 (略)

(生涯学習部の分掌事務)

第8条 (略)

(施設の分掌事務)

第9条 第2条第2項に規定する施設の分掌する事務は、別に定める。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、分掌する事務に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(5) 教育政策室の課長は、上司の命を受け担当事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

(6) 上席主査は、上司の命を受け担当事務を処理する。

(7) 主査は、上司の命を受け担当事務を処理する。

2 前条に規定する職にあるものを除く所属職員の配置および事務分掌は、主管の部長が定める。

(プロジェクトチーム)

第5条 (略)

(事務の応援)

第6条 (略)

(学校教育部の事務分掌)

第7条 (略)

(生涯学習部の事務分掌)

第8条 (略)

(施設の事務分掌)

第9条 第2条第2項に規定する施設の事務分掌は、別に定める。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、事務分掌に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

7. 一般業務報告

1. 平成28年大東市議会12月定例会月議会 一般質問要旨について
2. 平成28年度「学校あんしん生活アンケート」調査結果について

8. 会議録

亀岡教育長

それでは、1月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況についてご報告をよろしく申し上げます。

品川部長

本日の出席者は教育長並びに教育委員4名、合計5名でございます。

亀岡教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、田中委員によりお願いいたします。

次に、日程第2 教委議案第1号「大東市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

藤原課長

教委議案第1号大東市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、提案理由をご説明いたします。

本改正につきましては、昨年12月の定例月議会におきまして、本市行政経営改革の取組の一環として、組織機構の変更を行うことに伴い、「大東市事務分掌条例の一部を改正する条例」が上程され、新たに「大東市長の内部組織の設置および分掌事務に関する条例」として名称変更の上、本年4月1日より施行されることとなりました。

この際、本条例改正と併せて当該条例文中の文言整理も行われたことに伴い、教育委員会事務局組織規則においても、本市例規との整合性を図る必要がありますことから、文言の整理を行うことを目的に改正を行うところでございます。

改正内容につきましては、「事務分掌」を「分掌する事務」として文言の統一化を図るものでございます。

本規則の施行日は、平成29年4月1日からでございます。

なお、今回の本市組織機構の変更点につきましては、参考に資料を付けさせていただきましたとおり、産業労働課と債権整理回収課

の配置換えおよび保険医療部の再編でありますことをご報告させていただきます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

．．．．．以下、一般業務報告につき要点のみを記載．．．．．

①平成28年大東市議会12月定例会議会 一般質問要旨について

⇒12月定例会議会における一般質問要旨についての概要報告。教育関連の質問は、10議員から48項目。

②平成28年度「学校あんしん生活アンケート」調査結果について

⇒平成28年10月20日～11月22日に小・中学校で実施した「学校あんしん生活アンケート」について、調査結果の概要、今後の取組についてなどを報告。

以上

平成29年2月14日

亀岡教育長

田中委員